

令和 5 年(2023 年) 7 月 18 日
経済部観光振興監決定

北海道アドベンチャートラベルガイド認定等制度実施要綱

第 1 趣旨

この要綱は、北海道アウトドア活動振興条例（平成 13 年北海道条例第 55 号）及び関連する各種計画の趣旨にのっとり、地域の自然や歴史、文化等を熟知したアウトドアガイド等が、国内外の利用者のニーズを満たし、技能やサービスに応じた安定的な収入を得ることにより、地域経済の活性化を図るという好循環を実現するため、アドベンチャートラベルに対応したガイディング等を行う北海道アドベンチャートラベルガイド（以下、「AT ガイド」という。）の認定、育成等に関する制度を実施することとし、必要な事項を定める。

第 2 定義

- 1 この要綱において「アドベンチャートラベル」とは、アクティビティ、自然又は異文化体験を通じて、地域の人々と双方向で触れ合い楽しみながら、その土地の自然と文化をより深く知ること、自己の内面が変わっていくような旅行形態をいう。
- 2 この要綱において「アクティビティガイド」とは、アドベンチャートラベルについて十分理解し、それぞれのアクティビティに対する高い技術及び専門性を併せ持ち、アドベンチャートラベラーからの要求に対応できるガイドをいう。
- 3 この要綱において「スルーガイド」とは、アドベンチャートラベルについての十分な理解と北海道（地域）に関する多様な情報を持ち、自身もツアーに参加しつつ、顧客管理を担い、ツアー参加者とアクティビティガイドを含めた地域関係者及び旅行会社等との橋渡しを行うコーディネーターをいう。
- 4 この要綱において「アドベンチャートラベルガイド」とは、アクティビティガイド及びスルーガイドをいう。

第 3 認定等

- 1 AT ガイドの認定は、別表 1 に定める分野に区分して行う。
- 2 AT ガイドの認定は、AT ガイドの認定を受けようとする者の申請により行う。
- 3 知事は、前項の規定により認定の申請をした者（以下この項において「申請者」という。）が第 1 号に掲げる要件のすべてを満たしているときは、AT ガイドとして認定することができる。ただし、申請者が第 2 号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、AT ガイドとして認定しないものとする。この場合において、認定に関して必要な手続は、別に定める。

(1) 要件

ア 消防長（消防本部を置かない市町村については、市町村長。）による上級救命講習を修了し若しくは応急手当指導員の認定を受け若しくは日本赤十字社による救急員養成講習を修了、又はその他これら講習の修了等と同等以上の能力を有すること（申請書類等の提出時を基準として、直近 2 年以内に修了等している又は有効期間が設定されているものは、有効期間内であるもの）

イ 北海道アウトドア検定に合格し、知事の認定を受け、かつ、その有効期間内で

- あること又は北海道アウトドアガイド資格を有すること
- ウ 別表 1 に定める区分毎に設定する必要な資格等を有すること
- エ 別表 2 に定める区分毎に設定する基準を満たし、かつ、推薦者の推薦を有すること
- オ 氏名、写真、連絡先その他申請内容について、公開することに同意すること

(2) 欠格事由

- ア 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- イ 別表 1 に定める区分毎に設定する必要な資格等に基づくガイド等として活動中にその責に帰すべき事由により罰金の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- ウ 第5の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

第4 認定の有効期間及び更新

- 1 第3第3項に規定する認定の有効期間は、認定の日から起算して3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。ただし、別表 1 に定める区分毎に設定する必要な資格等を更新せず、要件となる資格等を喪失した場合は、当該資格等の再取得までの間、認定の効力を停止する。
- 2 ATガイドの認定の更新をしようとする者は、有効期間満了日までに知事に申請しなければならない
- 3 認定の更新に係る要件及び欠格事由は、第3第3項第1号及び第2号を準用する。この場合において、更新に関して必要な手続は、別に定める。

第5 認定の辞退、取消等

- 1 ATガイドに認定された者は、第3第3項第1号に規定する要件を満たすことができなくなったとき、ATガイド業務を廃止したとき又は都合により認定を辞退しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 ATガイドが心身の故障のため若しくは死亡し、又は失踪の宣告を受けたためその他特殊の事由があるときは、知事は、ATガイドの認定を取り消すことができる。
- 3 知事は、ATガイドが次のいずれかに該当すると認めるときは、第4第2項に規定する認定の更新を認めない又はATガイドの認定を取り消すことができる。
 - (1) 第3第3項第2号に規定する欠格事由に該当したとき
 - (2) 別表 1 に定める区分毎に設定する必要な資格等を取り消されたとき
 - (3) 虚偽又は不正の事実に基づいてATガイドの認定を受けたとき
- 4 前3項に規定するもののほか、認定の辞退、取消等に必要な手続は、別に定める。

第6 ガイド能力の向上促進等

- 1 知事は、別表 3 に掲げる AT ガイドがアドベンチャートラベルにおいて求められる外国語及び中核的能力（サステナビリティ、ファーストエイド、安全管理、自然・歴史・文化、顧客・グループマネジメント）に対応した国際資格の取得及び研修の受講等を推奨し、その能力を公開するものとする。
- 2 ATガイドは、前項に規定する資格の取得、研修の受講等に努めるとともに、その結果を知事に届け出るものとする。この場合において、届け出に関して必要な手続は、別に定める。

第7 観光旅行者、旅行業を営む者等からの評価

- 1 知事は、ATガイドが、アドベンチャートラベル等において、観光旅行者、旅行業を営む者その他の者から受ける評価を調査し、ATガイドの振興に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 ATガイドは、前項に規定する調査等に協力するものとする。

第8 事故の報告及び調査

- 1 ATガイドは、その業務において死亡事故など重大な事故が発生した場合、責任の有無にかかわらず、速やかに知事に報告するものとする。
- 2 知事は、前項に規定する事故その他この要綱の施行に必要な範囲内において、ATガイドから報告を求め、又は調査することができる。

第9 要綱の見直し

この要綱は社会経済情勢の変化、制度の利用実績等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)7月18日から施行する。

別表1 北海道アドベンチャートラベルガイドの認定の区分

<アクティビディガイド>

分野	ガイドの定義	必要な資格等
山岳 (夏山)	主に登山道を使用して、利用者無積雪期に山岳地域に案内し、自然解説や登山技術の指導を行う者	北海道アウトドアガイド資格(山岳(夏山))
山岳 (冬山)	かんじき・スノーシュー・スキー等を使用して、利用者を積雪期に山岳地域に案内し、自然解説や登山技術の指導を行う者	同(山岳(冬山))
自然	主に登山道や遊歩道を使用して、利用者に対し自然の案内及び解説を行う者	同(自然)
カヌー	カヌー又はカヤック等を使用して、利用者を河川や湖沼に案内し、操船技術指導や自然解説を行う者	同(カヌー)(ジュニアガイドを含む)
ラフティング	ラフトボートを使用し、利用者を河川に案内する者	同(ラフティング)(ジュニアガイドを含む)
トレイルライディング	馬を使用して、利用者を自然の中へ案内する者	同(トレイルライディング)(アシスタントを含む)
サイドカントリー	ピッケル、アイゼン、ロープなどを使用せず登高できる雪山で、スキー場・一般道路終点等から登行時間2時間かつ標高差400mの範囲内で斜度30度以下のエリア(ただし、帰路に50m以上の登り返しがないこと)において、スキー・スノーボード等のガイドを行う者	公益社団法人日本山岳ガイド協会認定スキーガイドステージⅠ
バックカントリー	ピッケル、アイゼン、ロープなどを使用せず登高できる雪山において、スキー・スノーボード等のガイドを行う者	公益社団法人日本山岳ガイド協会認定スキーガイドステージⅡ
サイクリング	日本独特の交通事情を把握し、スポーツ自転車の正しい扱い方を体得しており、自転車を使用してサイクリングのガイドを行う者	一般社団法人日本サイクリングガイド協会認定サイクリングガイド(階級レギュラー以上)又は一般社団法人日本サイクルツーリズム推進協会認定サイクリングガイド(JCTA正会員)
スタンドアップパドルボード	スタンドアップパドルボード(以下「SUP」という。)を使用して、河川及び湖沼において、SUPの操作技術及び安全指導やガイドを行う者	一般社団法人日本SUP指導者協会認定公認インストラクター資格(レベル2以上(令和4年(2022年)12月31日までに当該資格を取得した者については、セーフティプログラム(アドバンス)の受講を必須とする。))及び北海道アウトドアガイド資格(自然、カヌー又はラフティングのいずれかの分野)

<スルーガイド>

分野	ガイドの定義	必要な資格等
スルーガイド	アドベンチャートラベルについての十分な理解と北海道（地域）に関する多様な情報を持ち、自身もツアーに参加しつつ、顧客管理を担い、ツアー参加者とアクティビティガイドを含めた地域関係者及び旅行会社等との橋渡しを行う者	旅程管理主任者資格（国内/総合）並びに通訳案内士又は CEFR B2 相当以上の英語資格を有し、かつ、毎年度知事が指定する研修を修了していること

別表2 区分毎に設定する基準及び推薦者

<アクティビティガイド>

分野	基準	推薦者
山岳(夏山)	申請の日以前の最初の3月31日を末日とする直近2年間 ^{※1} （本表において以下「直近2年間」という。）において200日以上の当該分野のガイド従事日数を有する若しくは相当の経験を有すると推薦者が認めること	北海道アウトドア資格制度実施要綱第2第1項に規定する北海道マスターガイド（以下、「マスターガイド」という。）又は同要綱第2第2項に規定する北海道アウトドアガイド資格の認定に係る実技試験の試験官
山岳(冬山)		
自然		
カヌー	直近2年間において200日以上の当該分野 ^{※2} のガイド従事日数を有する若しくは相当の経験を有すると推薦者が認めること	公益社団法人日本山岳ガイド協会の検定員資格を持つ者又は上記に相当する者として認められる者
ラフティング		
トレイルライディング		
サイドカントリー	直近2年間において120日以上の当該分野のガイド従事日数を有する若しくは相当の経験を有すると推薦者が認めること	公益社団法人日本山岳ガイド協会の検定員資格を持つ者又は上記に相当する者として認められる者
バックカントリー		
サイクリング	直近2年間において200日以上の当該分野のガイド従事日数を有する若しくは相当の経験を有すると推薦者が認めること	一般社団法人日本サイクリングガイド協会の検定員資格を持つ者又は上記に相当する者として認められる者
SUP	直近2年間において200日以上の当該分野 ^{※2} のガイド従事日数を有する若しくは相当の経験を有すると推薦者が認めること	一般社団法人日本 SUP 指導者協会の検定員資格を持つ者又は上記に相当する者として認められる者

<スルーガイド>

分野	基準
スルーガイド	直近2年間において100日以上のガイド・添乗業務を有する若しくは相当の経験を有すること

※1 施行日から令和8年（2026年）3月31日までの期間においては、「申請の日以前の最初の3月31日を末日とする直近2年間」を「平成30年（2018年）1月1日から令和元年（2019年）12月31日までの2年間」と読み替えることを認めるものとする。

※2 カヌー、ラフティング、SUPの3分野については、3分野に係る従事日数を通算することを認める。

別表3 推奨する国際資格及び研修

<外国語（英語コミュニケーション力）>

分野	研修内容
アクティビティガイド	Common European Framework of Reference for Languages (CEFR)の「日常会話可能」レベル(CEFR B1以上) 言語力を旨とするもので、毎年度知事が指定するもの

<サステナビリティ>

分野	研修内容
アクティビティガイド	持続可能な観光の理解を深めるための基礎研修で、毎年度知事が指定するもの
スルーガイド	

<ファーストエイド>

分野	取得資格	
アクティビティガイド	山岳（夏山）	Wilderness Advanced First Aid(WAFA)
	山岳（冬山）	若しくは
	自然	Advanced Wilderness First Aid(AWFA)
	カヌー	以上
	ラフティング	
	トレイルライディング	
	サイドカントリー	
	バックカントリー	Wilderness First Responder(WFR)
	サイクリング	Wilderness Advanced First Aid(WAFA)
	SUP	若しくは
スルーガイド	Advanced Wilderness First Aid(AWFA) 以上	

<安全管理、自然・歴史・文化、顧客・グループマネジメント>

分野	研修内容等
アクティビティガイド	安全管理/自然・歴史・文化/顧客・グループマネジメントへの理解を深め、AT ツアー催行に当たっての実践的な知識・技術を習得するもので、毎年度知事が指定するもの
スルーガイド	上記研修を受講し、かつ、研修内容に関する知識を十分に理解したと判定されること